

國學院大學學術情報リポジトリ

「江戸塚樋屋」小考： 用水普請史料から探る18世紀江戸の普請請負人

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-12 キーワード (Ja): 勘定方請負人, 材木問屋, 鎌倉屋吉兵衛, 倉田屋清右衛門, 岡田治助 キーワード (En): 作成者: トリゴエ, タクマ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000145

「江戸塚樋屋」小考

—用水普請史料から探る 18 世紀江戸の普請請負人—

鳥越多工摩

キーワード

勘定方請負人 材木問屋 鎌倉屋吉兵衛 倉田屋清右衛門 岡田治助

要旨

18 世紀の関東地域でおこなわれた用水普請では、「江戸塚樋屋」と呼ばれた人たちが江戸で塚樋の部材を製作していた。塚樋屋は、職人的側面を船大工・穴蔵大工・橋大工が、工務店的側面を材木問屋が担っていた。彼らは、江戸市中では上水や橋梁の普請を請け負っており、その仕事の一つに塚樋屋があったと考えられる。

「江戸塚樋屋」は、その名のとおり江戸に拠点を持つが、市中には塚樋屋についての史料は残されていなかった。彼らの活動痕跡は各地の地方文書に「江戸切組」「江戸請負」などとあり、彼らは市外に顔を向けて仕事をしていたのである。本稿では、そのような史料を収集・検討することで、塚樋屋の始まりから終焉までを概観した。その結果、もともと江戸では、17 世紀末頃には「塚小屋」という作業場所があったこと（当初は「小梅」、のちに「本所」に移動したと考えられる）、そこで「塚切組大工」と呼ばれる人たちが作業をしていたことが明らかになった。彼らが、1720 年代後半頃に「塚樋屋」と呼ばれるようになったと考えられる。

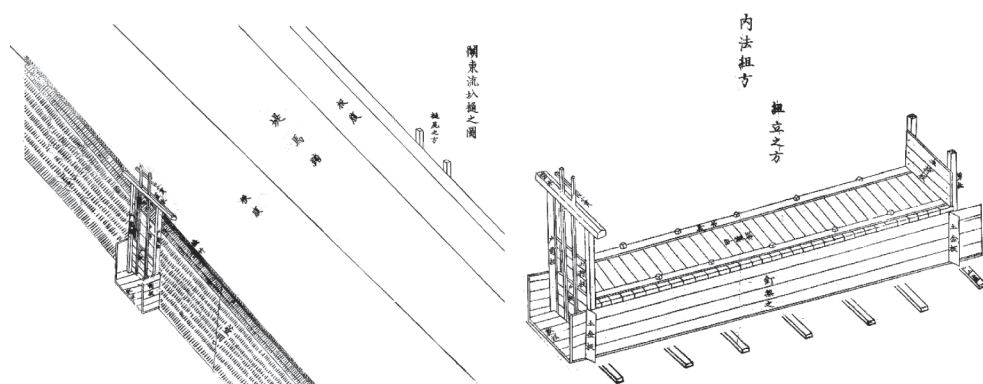
また、今回取り上げた鎌倉屋吉兵衛と倉田屋清右衛門は、概観の過程で「工務店としての塚樋屋」の活動の一端をうかがうことができた商人である。材木問屋を本業とするこの 2 人は、関東地域を中心に普請を請け負っていた。ところが、倉田屋清右衛門が最終的に

関東樋橋切組方棟梁として19世紀まで活動したことからも分かるように、**圪樋屋**は近世を通じて存続したわけではなかった。同じく関東樋橋切組方棟梁として知られる岡田治助は、1740年代後半頃から活動が確認され、1760年代初頭頃までに関東樋橋切組方を、1770年代初頭頃までに切組方棟梁を名乗り、さらには勘定方御用として御目見得までを果たしている。岡田治助の活動を念頭に置くと、樋橋切組方というまとまりができた一方で**圪樋屋**というまとまりが衰退し、1780年代には終焉を迎えていた可能性がある。

はじめに

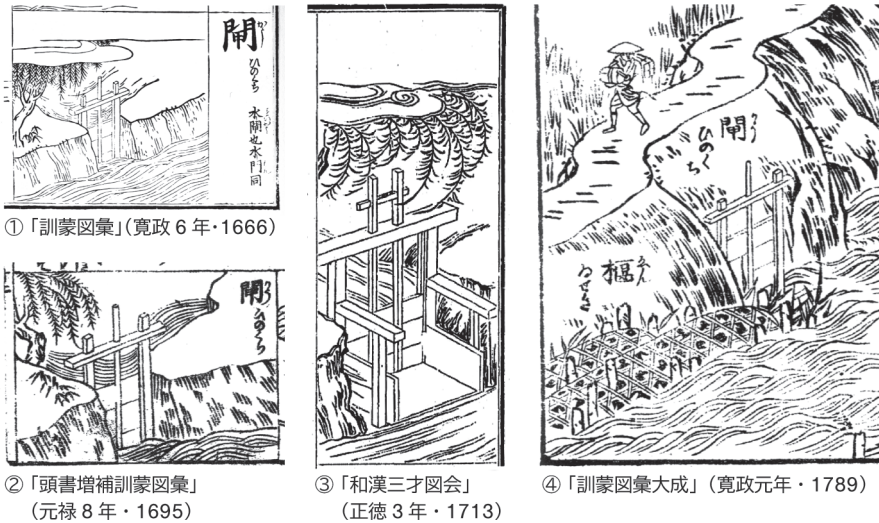
圪・**圪樋**は水利・治水の代表的な施設であり、水門と樋管が組み合わさったものである。土堤に水門を設置して取水量・排水量をコントロールし、樋管を埋設（伏せ込み）して導水する（第1図）。水門に焦点が当てられると**閘**・**水閘**と呼ばれ、「ひのくち」（樋口）と説明される（第2図）。樋管に焦点が当てられて樋と同一視されることもある。水門を閉じると水が堰き止められるため、**圪堰**・**圪樋堰**と書かれることもある。

圪樋は高度な技術を持った職人によって製作された。例えば慶長13（1608）年に設置された尾張国丹羽郡岩手村（愛知県扶桑町）の**圪樋**は、中島郡一宮村真清田神社（愛知県一宮市）の2人の大工が播磨国（兵庫県）・大和国（奈良県）で学んだ技術で製作されたと伝わる。この2人は宮大工と考えられており、その子孫ともども尾張藩の圪大工頭を勤めたという。尾張藩にとって、圪樋の製作技術は、藩の管理下に置かなくてはならないほどに重要であった（喜多村1950、塚本1984ほか）。



第1図 近世後期における圪樋の設置模式図（左）と圪樋本体の構造模式図（右）

出典：高津儀一著『土木工要録』附録（1冊）、有隣堂、明治14（1881）年
 （国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/846087>）



第2図 絵入百科事典に見る「閘」

出典 ①②④：『訓蒙図彙集成一・四・六』（大空社、1998）

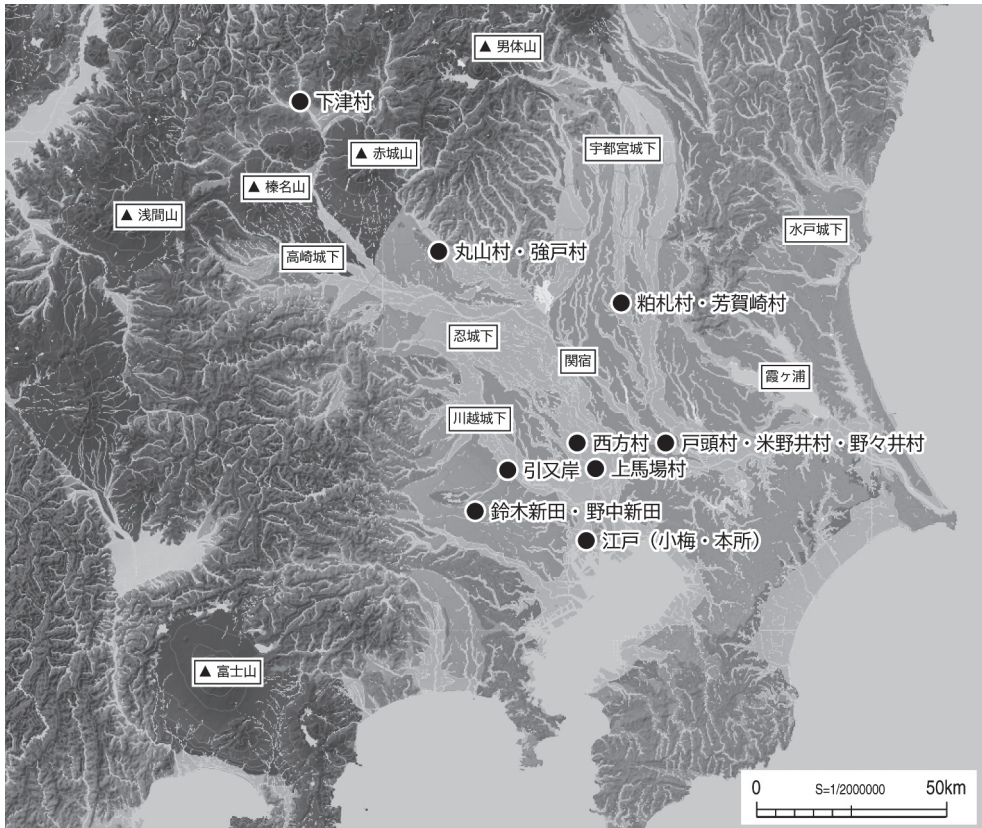
③：寺島良安編『和漢三才図会』中之巻、中近堂、明治17～21（1884～1888）年
（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/898161>）

※キャプション名は、国際日本文化研究センター「近世絵入百科事典データベース」
（<https://kutsukake.nichibun.ac.jp/EHJ/>）に基づく。

川島孝（1973）は、大和川流域（奈良県・大阪府）でおこなわれた「用水樋普請」を分析して御普請・自普請⁽¹⁾の工程を紹介した。そのうち御普請では、「樋屋」と呼ばれる大坂の御用商人が木材や釘・鏝などを調達しただけでなく、樋を組み立てる「樋大工」を派遣することもあったという。御普請の申請に先立ち、役所への斡旋を村から依頼されることがあったとも述べる。

関東地域では、杵樋屋（「杵樋方」「杵樋掛」などと書く史料もあるが、本稿では原則として杵樋屋で統一する）と呼ばれる人たちが活動していた。彼らは江戸に拠点に置いており、1730～1740年代には各地の用水普請に関わっていたと考えられている（篠田・中尾1998、鳥越2015・2016ほか）。だが、「江戸杵樋屋」がどのような人たちによって構成されていたのか、いつ頃から活動を始めていたのか、具体的にどのような活動をしていたのか、幕府とどのような関係を築いていたのかなど、不明な点も多い。しかも、史料に「江戸杵樋屋」とありながらも、彼らが江戸市中で活動した痕跡は見当たらなかった。さらに言えば、史料に「杵樋屋」という文言が登場すること自体が少なかったのである。

幸いなことに、関東地域の地方文書を中心に（第3図）、「江戸切組」「江戸請負」「江戸廻」などとして、彼らの活動痕跡が見つかることがある。本稿では、そのような史料



第3図 本稿で登場した関東地域の主要な村むら

背景地図出典: 国土地理院地図 Vector (淡色マップ、陰影起伏図、ベクトルマップ地形分類(自然地形))

を収集して冨樫屋の始まりから終わりまでを概観した。併せて、それらの史料から垣間見えた個人の活動履歴を手がかりとして、冨樫屋の活動実態の一端を明らかにした。

なお、史料の引用に当たり、旧字体を原則として新字体に改めた。また、引用文中の下線はすべて引用者によるものであることを、あらかじめ断っておく。

1. 用水普請研究における都市の位置付けと課題

普請史料の分析視座 冨樫屋は、江戸に拠点を持ちながらも、後述するように江戸市中に顔を向けて仕事をしていただけではなかった。彼らの活動痕跡は江戸市外にあり、水利・治水関係の史料に散見された。

水利・治水関係の史料は「過去の用水相論に際しての顛末を記す水論文書こそは村々の

用水上の権利を保護する唯一の証拠物」(喜多村 1950)であり、村むらによって嚴重に保管されてきた。これらの地方文書群は、大学・研究機関の研究プロジェクトや自治体史の編さん事業などによって精力的に収集・調査され、刊本や文書館などを通じて公開されている。各地にある水利組合や土地区画整理組合も、組合史の編さん事業を通じて所蔵史料を公開してきた。このような努力が積み重ねられて各地で水利・治水に関する史料群が形成され、地域ごとに詳細な分析がおこなわれるまでになった(佐藤 2010、福山 2003、山梨県立博物館編 2014 ほか)。

水利・治水に関する分析では、村と領主層に分析の視座が置かれることが多い。それは、村の史料が多いという量的な理由だけではない。水利・治水は地域の生活と生産の要であり、さまざまな利害関係者の間で成立した秩序関係や支配構造と密接に関わってきたことも(裾野市史編さん委員会編 1991、早田 2009 ほか)、理由としてあげるべきであろう。喜多村俊夫(1950)は、「灌漑水利慣行」とは「此の自然物たる水を化して用水となす過程を支配するもの」「水の技術的利用の前には、之を可能ならしめる如き社会的な又経済的な条件の具備せられる事が肝要であり、茲に是等諸条件の一応の妥協の成果」であるという。村の構成員、複数の村むら(場合によっては町も含む)、そのまとまりである地域と地域間、さらに領主層は、対立と協調を繰り返しながら、利害関係を調整してきたのである。

技術史的観点からの分析 河川や溜池の改修工事などによって樋が発見され、あるいは現存する土堤が遺構として調査されることもあって、土木史的・考古学的な観点から分析がおこなわれることもある。ここでは、用材・部材の調達や製作技術、工程など、施行技術に関わる分析がおこなわれることが多い(市川 2009、畑 2018 ほか)。

この観点から用水普請を分析するときも、分析の視座はたいてい村と領主層に置かれる。例えば塚本学(1984)は、「文献の主体をしめる領主層役人等の技術交流のほかに、記録されぬ無名人の技術交流のあとをさぐる事が、今後の課題となるであろう」と述べる。「記録されぬ無名人の技術交流のあと」とは、同じく塚本の「農民層の技術の進展」の言い換えである。

その一方で塚本(1992)は、「用水路の開削などに貢献した土木技術やその道具のなかにも、都市で開発されたものがあつた」と都市の役割を指摘する。前述したように、畿内の大和川流域や大阪府狭山池でおこなわれた普請では大坂商人の役割は大きかったし(市川 2009、川島 1973)、関東地域でも江戸の住人が技術面から用水普請を支えていた様子が垣間見える(篠田・中尾 1998、鳥越 2015・2016 ほか)。寛政6(1794)年に成立した「地方凡例録」(大石校訂 1995)が、「卷九下」で水利施設の普請の標準作業量を示す中で、「江戸切組・在切組」と併記したことも、都市の役割を垣間見せる。

ところが、都市の役割は等閑視されがちであった。例えば石井日出男(1982)は、館林領(おおよそ関東平野北西部の利根川と渡良瀬川に挟まれた地域)でおこなわれた普請の論考で、寛保3(1743)年・宝暦13(1763)年・明和9(1772)年におこなわれた道海戸塚樋の普請は「江戸切組」であり、幕末期には「在切組」であったことを紹介した。ところが、論考には「江戸切組」「在切組」についての詳しい言及・説明はなかった。立正大学古文書研究会編(2019)は、武蔵国幡羅郡四方寺村(埼玉県熊谷市)でおこなわれた普請を論じる中で、木材が江戸から運ばれたことを記した史料を紹介した。後述する田中休愚の主張などを踏まえれば、江戸で切組された木材が運ばれたと考えられるが、運ばれた木材についての言及はなかった。

そんな中、大塚英二(2008)は、静岡県袋井市域にある仲井用水でおこなわれた普請を分析し、「江戸市中を始めとする町の水道技術の一部が地方村々に伝播し、従来の用水技術と結合」した可能性を指摘した。大塚も村に分析の視座を置くが、「記録されぬ無名人の技術交流のあと」に都市住人を含めている点で重要である。

問題の設定 大谷貞夫(1986)は、「稲作農業と用水は切り離せない存在であり」という。したがって普請の施行品質は、地域の生産力を左右するために、村にとっても大きな関心事であった(鳥越2015)。「都市で開発された」(塚本1992)技術が生産力を支えたのだから、都市から「記録されぬ無名人の技術交流のあと」(塚本1984)を検討することも必要である。

また大塚(2008)は、「村及び村々の「自治」・「自律」」論の前提として、「(前略)……それぞれの地域での技術史的なエポックを確定すると同時に、広く交流する技術の動向に目を向ける必要がある。こうした作業のうちに、やがて地域的特質論も含みこんだトータルな像が結ばれるのではないだろうか」と述べる。となれば、「それぞれの地域」の中に都市を含めることで、「村及び村々の「自治」・「自律」」はより明確になるはずであるし、それは都市を逆照射して都市の特性を浮かび上がらせよう。

以上の問題意識と技術史的関心に基づいて、本稿では都市と村の「技術交流のあと」に関わる史料を搜索した。都市側にまとまった史料群はなく、地方文書に散見される程度であったが、いくつかの重要な史料を確認することができた。そこで本稿では、それらの史料を用いて、関東地域の普請を技術面から支えた「江戸塚樋屋」の始まりから終焉までを検討した。また、史料に見えた個人の履歴を手がかりに、塚樋屋の活動実態の一端を捉えた。

2. 史料にみる「江戸杣樋屋」の役割

(1) 「1743（寛保3）年の申渡」に見る「江戸杣樋屋」の役割

篠田哲昭・中尾務（1998）は、「御普請一件被仰申渡書」（長崎県立図書館蔵、当時）という史料に、「只今少し破損にも江戸杣樋屋より木取下拵いたし、相廻候所も之有、不益の御入用相掛不埒に候」という一文があることを紹介した。論考では、「このように樋橋・杣樋等幕府の直営工事においては、必ずこの切組方を通し、切組方棟梁が幕府側の責任者として工事を施工している」として杣樋屋と切組方を同一視し、各地でおこなわれた「幕府の直営工事」すなわち御普請に、杣樋屋が深く関わっていたと述べる。その中では、関東樋橋切組方棟梁岡田治助（次助、次介とも書く。切組方棟梁は切組方大工棟梁と書かれることもある）が、両者の代表として取り上げられた。

篠田・中尾の別の論考（2002）によれば、「御普請一件被仰申渡書」は、「1778（安永7）年勘定所が代官所の土木普請担当の手代等に従来からの申渡、いわゆる法令集を集録し、順守を命じたものである。以後1812（文化9）年ころまでの法令が追録」されたものである。先の一文は「1743（寛保3）年の申渡」⁽²⁾に含まれているともある。

ところが篠田・中尾の2本の論考では、先の一文を含む申渡の全体像が不明であった。そこで全文を搜索したところ、『越谷市史 続史料編（三）』（越谷市教育委員会社会教育課編1982）に採録されている「西方村触書」（文政期（1818～1830）成立）の226ページに、「1743（寛保3）年の申渡」の全文が収められていることを確認した⁽³⁾。

「西方村触書」によれば、「1743（寛保3）年の申渡」は、杣樋が破損した場合、「可成たけ不及伏替修覆之積り、見聞之節勘弁吟味可有之候」と幕府が命じたものであった。すなわち、「御普請」の費用削減のため、①「少々破損」程度ならば「江戸杣樋小屋分木取下拵いたし相廻し」するのではなく、適切な古材などを入手して「村役」として修復すること、②「御入用」を使うような規模の修復であっても木材は「可成たけハ御林木ニて所切組申付」とすること、などを命じたのである。

江戸で杣樋部材を製作することが普請の工程に組み込まれていたからこそ、村むらは「少々破損」であろうとも「江戸杣樋小屋分木取下拵いたし相廻し」したことになる。寛延元（1748）年に下総国相馬郡の戸頭・米野井・野々井三ヶ村組合（茨城県取手市）でおこなわれた杣樋の伏せ替えでは、普請の費用を算出するに当たって「右御入用板材木鉄物代切組大工鳶人足賃者、江戸定請負直段を以代付仕」（取手市史編さん委員会編1989、史料176）と「江戸定請負直段」を目安にしている。その中に「切組大工」がいたことは、村がおこなってきた一連の普請工程に、江戸での作業が含まれていたことを示唆する。

しかも、このような村は、申渡で禁止しなくてはならないほどに多かったことになる。

(2) 東京都小平市例に見る用水普請と「江戸坎樋屋」

新田開発と坎樋の設置 「江戸坎樋屋より木取下拵いたし、相廻候」の具体的な工程について、『玉川上水と分水2 分水普請・修復』（小平市中央図書館編 2000）に、参照すべき史料がいくつか採録されていた。その一つである明和8（1771）年の史料14では、鈴木新田・野中新田に引かれた玉川上水分水について、「殊ニ鈴木新田野中新田両村埋樋之儀者分水始而新田場へ被 仰付候儀ニ付、於江戸表ニ坎樋方へ被 仰付壺尺ニ六寸之扇子樋坎樋方々切組於場所ニ請取、右樋御役人様方御立合埋樋出来仕」とある。

鈴木新田と野中新田は享保期（1716～1736）に開発された新村である。享保14（1729）年に鈴木新田・野中新田用水が、享保19（1734）年に鈴木新田田用水が開削された（小平市史編さん委員会編 2012）。したがって、①用水が初めて開削された享保14年に、②村は江戸の「坎樋方」から作業場所で部材を受け取った、ということになる。

「**切組於場所**」「**切組於場所**」は、明和元（1764）年に大沼田新田で樋を伏せ替えたときの史料12が参考になる。そこには、部材の種類と大きさが列挙されたのちに、「是者本所法恩寺橋際棟梁長右衛門方々可請取」とより具体的な地名と人名が記されていた。法恩寺橋は大横川（東京都墨田区）に架かる橋で、「本所法恩寺橋際」は現在の墨田区大平一丁目・石原四丁目あたりになる。ここから大横川を南に下ると深川木場があり、北に上ると曳舟川（かつての本所上水）と隅田川につながる。「本所法恩寺橋際」は、木場に近いという点で作業場所に適し、曳舟川・隅田川につながるといって水運に適した立地である。

搬送ルート 「切組於場所」から伏せ替え場所への搬送ルートは、同じく明和元年に「鈴木新田上分野中新田善左衛門組貫井新田小金井新田組合用水」が小川新田地内で坎樋を伏せ替えたときの史料15が参考になる。そこには、「御役所様御掛りニ而埋樋壺色江戸切組ニて引又岸え舟廻シニ相成、引又岸々村役人馬ニ而場所迄引取御伏替被 仰付候」とあった。坎樋の部材は江戸から「引又岸」（埼玉県志木市）まで船で⁽⁴⁾、「引又岸」からは馬で運ばれたのである。

「引又岸」は川越（埼玉県）と江戸をつなぐ新河岸川舟運の河岸の一つであり、明治7（1874）年に^{なて}館村と合併して志木宿になった（志木市編 1989）。丹治健蔵（2013）は、「古くは鎌倉街道の道筋にもあたり、近世に入ってから引又河岸を中心に武州農村地帯の道路が四方に発達し、引又道とも呼ばれ、商品流通路として重要な役割を果たしていた」という。大脇直泰（1975）は、「この街道を利用して、野中新田や鈴木新田の人達が、麦、そばなどを直接入間川岸（引用者注：正しくは新河岸川）の志木宿まで持っていき」と小平市と

のつながりを述べる。圀樋の部材も、「引又道」（志木街道）を通過して伏せ替え場所まで運ばれたのだろう。

小結 以上、「江戸圀樋屋より木取下拵いたし、相廻候」を小平市例に基づいて整理すると、①江戸で圀樋の部材を製作（「江戸切組」）、②村は部材を江戸の「切組於場所」で受け取って船で「引又岸」まで搬送、③「引又岸」で部材を陸揚げして現地まで馬で搬送、④伏せ替えを実施、という工程からなる。圀樋屋は①を、村は②から④を担当したのである。

3. 「江戸圀樋屋」の始まり

(1) 江戸における圀樋部材の製作の始まり

このように用水普請を技術面から支えた「江戸圀樋屋」は、いつ頃・どのような経緯によって成立したのだろうか。このことを検討するにあたり、最初に「成立」が示す内容を整理する。と言うのも、篠田・中尾（1998）は、圀樋屋を「1720（享保5）年国役普請開始以後」に成立したとするが、論拠は示されなかった。しかも成立時期には、①江戸で圀樋の部材が製作されるようになった時期、②圀樋屋という職業あるいはまとまりが成立した時期、という2つの問題が混在しており、それぞれについて検討が必要である。

まず①である。武蔵国埼玉郡上馬場村^{かみばんぼ}（埼玉県八潮市）で作成された「御用向旧記留帳」（八潮市編 1987、史料 43）に、17世紀末には江戸に圀樋部材の作業場所があり、製作者がいたことを示す史料がある。その一つである「元禄五申年 上馬場村諸役入目録帳」（元禄5年：1692）に、「人足五人 是ハ小梅圀小屋在々圀切組大工木挽手伝」とある。元禄期末（18世紀初頭）頃～享保期（1716～1736）の記録には「小梅圀小屋」はなくなり、代わって「本所圀小屋」が見られるようになる。

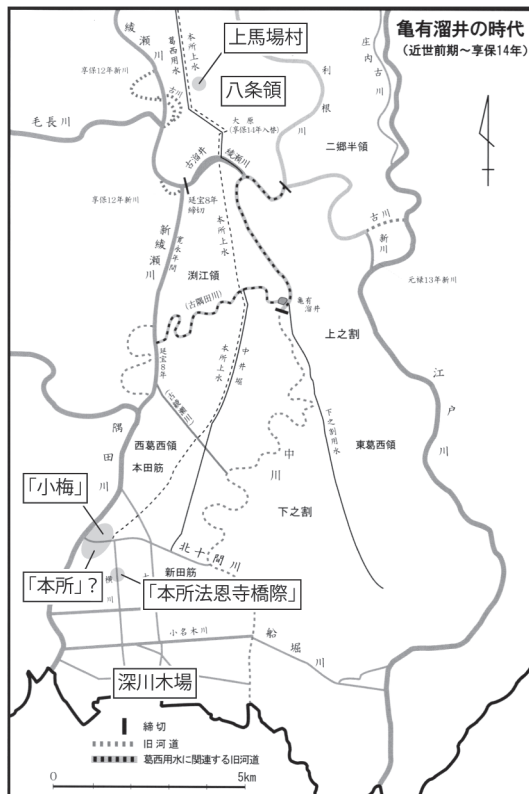
上馬場村は八条領の一村であり、葛西用水系の一つである中島用水を利用していた。当時、上馬場村のある中川低地と「小梅」「本所」がある東京低地は、伊奈忠次・忠治を中心に新田開発が進められていた。その一環として整備された葛西用水系は、中川や綾瀬川、荒川などの中小河川と、地域に散在していた局地的な用水群が、葛西井掘（慶長18（1613）年～元和7（1621）年に開削）と中島用水（寛永期（1624～1644）に開削）を軸に、一つの水系として整理統合されたものである⁽⁵⁾（橋本 2010）。

史料には、取水源である瓦曾根溜井^{かわらぞねためい}（埼玉県越谷市）や中島用水、さらに本所上水でおこなわれたさまざまな普請を村が負担していたことが記されている。その一環として、上馬場村は、17世紀末頃には「圀切組大工木挽手伝」のために人足を送っていたのである⁽⁶⁾。これらは、確実に江戸で圀樋部材が製作されていたことを記す最初期の史料である。

逆に、「本所」から上馬場村に人足が来ることもあった。寛文5(1665)年7月14日に「本所人足」が、寛文10(1670)年2月晦日に「本所板かつき人足」が来ている(八潮市編1987、410・413ページ)。同年3月20～28日には、「塚奉行」なる役人が小作田村(八潮市)に来ており、同年3月24～28日には「両馬場、右是ハ小作田塚樋御普請人足」と村から「普請人足」を出している(八潮市編1987、413ページ)。しかも同月には、「瓦曾根せきふしん」もおこなわれていた。「本所人足」「本所板かつき人足」は、このような普請に関わる部材を運んでいた可能性がある。これらの普請記事は、この頃には江戸で塚樋部材が製作されていた可能性をうかがわせる⁽⁷⁾。

では、「小梅塚小屋」「本所塚小屋」はどこあったのだろうか。

「小梅」は、現在北十間川と呼ばれる運河の河口付近の北側にあつて、東京都墨田区向島一丁目付近に該当する。小梅には、元禄6(1693)年に水戸藩下屋敷(小梅邸)が置かれた(原2010)。これによって「小梅塚小屋」から「本所塚小屋」へと移ったとすれば、「小梅塚小屋」の位置はおそらく小梅邸の範囲内が目安になろう。本所は墨田区の南半分



第4図 上馬場村・「小梅」・「本所」位置関係図(橋本2010に加筆・修正)

を指す地名であり、これ以上地域を絞り込むことは難しい。「小梅」に近い場所に移ったとすれば、「本所」は「小梅」の南側にある墨田区吾妻橋一丁目付近が候補になろうか。両方とも現在は向島として一括されることの多い地域である。さもなくば小平市例と同じように「本所法恩寺橋際」が有力な候補の一つになろう（第4図）。

(2) 正徳3年の触書と「江戸塚樋屋」への展開

次いで②である。まず、塚樋屋というまとまりが成立したきっかけについて検討する。

「西方村触書」によれば、「1743（寛保3）年の申渡」は「御普請之節村役差出来候品々近年粉敷候間、古来之通相改候御触」（朱書き）として通達された14条からなる条文の一つであった。「古来之通相改候」とあるように、寛保3（1743）年以前にも、普請に関する「御触」「定書」が何度か通達された。木龍克己（1986）によれば、幕府は「慶長—正徳までは約一〇回余りまとまったのを出している」という。さらに、正徳期（1711～1716）から費用が問題とされるようになり、「御普請についての村役差出方などは、正徳三年の定法①によってなされている。その後、享保十七年②に御普請の定法改正が行われ、村役規定をより明確化している」ともいう。当然、「農民側の村役負担回避」を求める動きは強く、ゆえに幕府は「代官所役人」に「引続き享保十七年以来六度に互る申し渡し」をおこなってきたのである。「1743（寛保3）年の申渡」を含む「古来之通相改候御触書」は、「六度に互る申し渡し」の一つであった。

その前提となった「正徳三年の定法」は、地方でおこなわれる普請での競争入札を禁止した触書として知られ、「御触書寛保集成」（高柳・石井編 1976、史料 1314）にも載る。当時、普請における手抜き工事の横行とそれを誤魔化すためにおこなわれた役人への賄賂、つまり官民の癒着が問題となっていたばかりか、「専業の土木・建築業者ではない者までが落札し工事を請け負ったため、技術的な面からも問題が生じた」という（藤田 2012）。そこで幕府は、競争入札を禁止することで、問題の解決を図ったのである。

ただし、競争入札は完全に禁止されたわけではなかった。塚樋部材の製作のような専門性が高い普請は請負人が必要であるとして、禁止規定の例外とされた（藤田 2012 ほか）。そこで幕府は、そのような普請をおこなわなくてはならない場合、普請の質を担保するため村に「仕様帳（御普請仕様帳）を作成して勘定所へ提出」（木龍 1986）するように命じたのである。

さらに「正徳三年の定法」は、

（前略）……御普請出来之時、其仕様帳面に引合、委細吟味之上、相違無之におゐてハ、其由を以御勘定所え達られ、若御普請之様子ニより、請負之もの申付すして難叶子細

も在之におゐてハ、是又御勘定所ニ達して、差図を得らるへし……(後略)と完成報告も求めた。それだけでなく、普請に問題が生じて「請負之もの」が対応できなくなった場合は、「御勘定所ニ達して、差図を得らるへし」ともしたのである。

このように「正徳三年の定法」から、「御勘定所」が「請負之もの」を把握していたことが分かる。普請の出来不出来は報告されたのだから、その質と「請負之もの」は必然的に紐付けられることになる。「相違無之」普請を施行した「請負之もの」の情報が蓄積される中で、彼らは次第に杣屋としてまとめられるようになったのではないか。この想定に基づくと、「正徳三年の定法」を契機の一つとして、杣屋につながる流れが生まれたと考えることになる。

(3) 「江戸杣屋」という呼称の登場

では、当初は「切組大工」などと呼ばれていた人たちは、いつ頃から杣屋と呼ばれるようになったのだろうか。この問題を検討する史料として、本稿では18世紀前半を代表する経世論である「民間省要」⁽⁸⁾(田中休愚⁽⁹⁾著、享保5～6(1720～1721)年頃に脱稿)の乾之部卷三を取り上げる。齊藤司(2015)によれば、乾之部卷三は「[用水・普請]論」であり、第廿五から第廿八までの四章で構成される。乾之部(卷一～卷七)の構成は、正徳3(1713)年の触書の構成を意識したものでもあるという。

その最初の章である第廿五では、論の前提として「享保初年段階における「地方」の実態とその課題」(齊藤2015)が提示された。その中で休愚は、普請担当の役人は普請のたびに全ての御用木を「遙力遠方の船路を、江戸表へ其所役ニ持運ハする事有」が常態化していると述べる。しかもその中には、質の悪いものや朽ちたものが相当数含まれているのだという。当然、「垠・橋・榑等の道具、持運フ所々其小屋場より請取事」するため、普請の費用がかつてよりも膨らんでいることも指摘する。それだけでなく、普請を請け負った商人が暴利をむさぼっていることもあって、費用はさらに膨らんだと主張する。それにもかかわらず、施設の耐用年数はかつてよりも短くなっているとして、役人と商人を批判した。

普請担当の役人が全ての御用木を江戸まで運ばせたのは、「其所役」に「其小屋場」で普請に最適な木材を選ばせるためであった。木材の善し悪しを判断するわけだから、「其所役」は「江戸切組」に関わる者であるし、「其小屋場」は切組場である。上馬場村例からも分かるように、17世紀末頃には、江戸の「其小屋場」で杣の部材を製作することが、工程として組み込まれていた。それにも関わらず、休愚が「其所役」「其小屋場」と呼んで批判したということは、1710～1720年代前半頃には、まだ杣屋という呼称はなかったことを示唆する。

では、杵屋という呼称につながる手掛かりはあるのだろうか。

享保16(1731)年、上馬場村の「名主年寄老人」が、「井沢弥惣兵衛様御役人中御入り用ヲ以御普請被仰付候用水堀通り」の「杵水門」を報告するため、「本所杵小屋」に向かった(八潮市編1987、史料41)。この報告の宛先は「杵橋方 御役人中」であり、「井沢弥惣兵衛様御役人中」ともあるから勘定吟味役配下の役職名であろう⁽¹⁰⁾。関東郡代を名乗った伊奈氏の家臣団にも同じ役職名があり、「杵方」「杵橋方」という二通りの表記が見られた(本間1983)。混同しやすい字面であっただろうから、他村からの享保16年の報告には「杵方 御役人中」と書かれたものもあったと推測される。

上馬場村が報告のため「本所杵小屋」に向かったということは、「本所杵小屋」は「杵方」「杵橋方」の出先機関のように扱われていたということであろう。出先機関としての「本所杵小屋」の類例は、『大田区史 資料編 平川家文書5』(東京都大田区史編さん委員会編1979)の寛保2(1742)年史料(53ページ)にもあった。どちらの史料も、この時期の「本所杵小屋」が単なる作業施設ではなかったことを示している。

このようなつながりから、製作者たちは「杵方」「杵橋方」の関係者と見なされていた可能性がある。となれば、杵屋という呼称は、「杵方」「杵橋方」とのつながりから生じたと考えることができるのではないか。そこに前述した小平市例の「杵方」を加味すると、その時期として1720年代後半頃が想定される。

4. 「江戸杵屋」を構成した人びと

(1) 「江戸杵屋」と江戸の職人

杵屋を構成していた人たちについては、「地方凡例録」が参考になる。「地方凡例録」には「関杵」という杵や埋杵に類似した施設についての説明があり、その中に「京・大坂・江戸等にて巧者なる杵屋を雇ひ、若し杵屋の巧者成者なき処にては、船大工を雇ひ仕立さすべし、家大工にてハ出来方宜しからず」という一文がある。「杵屋」はおそらく杵屋の間違いと考えられるが⁽¹¹⁾、「関杵」の製作には杵屋という専門の職人が船大工が最適であるという。

実際、船大工の仕事は造船にとどまらなかった。民俗例になるが、例えば東京都大田区が、明治40(1907)年生まれの船大工におこなった聞き取り調査がある。このとき、「船大工は橋をかけるのが巧い」という浪花節を聞いたことがあるという証言を得ている。事実、この船大工も架橋に関わったことがあり、さらに「用水が多摩川や海に落ちるはけ口の杵・銭湯の元風呂・生簀・醸造で醤油を絞る舟」も製作したという(東京都大田区

教育委員会編 1982)。

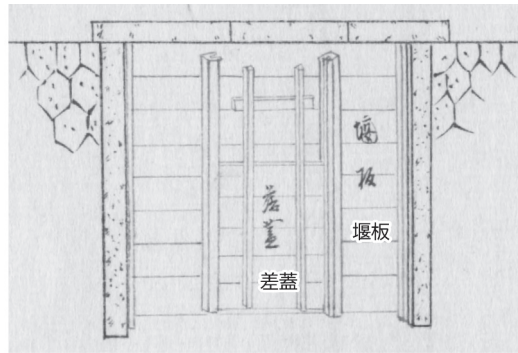
江戸市中でも、「地方凡例録」や大田区例を彷彿とさせる事例がある。例えば、寛政8(1796)年におこなわれた永代橋(隅田川)の架け替えでは、川嶋屋伝吉という船大工が普請を請け負った。川嶋屋伝吉は永代橋以外の橋梁や上水の普請なども請け負っており、その時どきで職名を変えていた。享和2(1802)年の普請に伴う身元照会では「橋大工」を、安政3(1856)年の普請では「橋穴蔵大工」を名乗っている(藤尾1998、松村2007)。

穴蔵大工と船大工の技術的共通性は、江戸市中の発掘調査報告書で穴蔵・地下室^{ちかむろ}⁽¹²⁾などと報告されている遺構の分析を通じて捉えられてきた(古泉1990、鳥越2009bほか)。その穴蔵大工について小沢詠美子(1998)は、「穴蔵だけでなく、橋・上水から雪隠にいたるまで、江戸の人びとの暮らしに大いに貢献していた」と述べる。「江戸時代の穴蔵屋の業務をそのまま引き継いでいる」という東京穴蔵大工職業組合(明治23(1890)年成立)が、穴蔵大工を「水道樋柁ならびに橋梁・穴蔵および浴湯箱風呂を製造請け負い」する者と規定していることも、そのことを裏付けるとする。やはり大田区例を彷彿とさせる。

さらに、冢樋屋が橋梁普請に関わっていたことを示す史料もある。東海道品川宿にある境橋(東京都品川区)は、目黒川を挟んで南北に広がる宿場町をつないでおり、たびたび架け替えられた。寛延3(1750)年の普請史料の中に、「冢樋屋・石屋・請負人、并大工・鳶等」(東京府荏原郡品川町編1932、385ページ)と、普請メンバーの一員に名を連ねていたのである。

このように、冢樋屋、船大工、穴蔵大工、橋大工が活動した分野は重なっていた。川嶋屋伝吉のように一人の人物が仕事に応じて船大工・穴蔵大工・橋大工を名乗り分けることがあり(鳥越2012)、冢樋屋もその一つであった可能性がある。

ただし、冢樋屋としての活動は、江戸市外でおこなっていたと考えられる。例えば、近世後期の江戸市中の地誌である「文政町方書上」には、冢樋の記述はほとんど見られなかった。長大な史料集である『東京市史稿』にも、冢樋への言及は、やはりほとんど見られなかった。明治2(1869)年の史料になるが、「神田玉川上水留」に「地形一面柁」の「差蓋・堰板」の図がある(第5図)。この施設は閘(水門)の一種と言えるが、あくまでも上水施設であった。つまり冢樋は都市の施設ではなかったし、そうであるならば、冢樋屋として活動する必要もなかったということである。



第5図 地形一面枓に設けられた差蓋・堰板

出典：『神田玉川上水留』〔16〕明治二巳年正月より七月
分冊ノ三、写（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2587532>）

(2) 職人的立場と工務店的立場

船大工・穴蔵大工の場合 坑樋屋は、その活動分野から、船大工・穴蔵大工・橋大工から構成されていたと見てよい。だが、「民間省要」を踏まえると、坑樋屋すなわち職人、とも単純には言い難い。

小沢（1998）は、穴蔵に関する史料には「穴蔵大工」「窖工」「穴蔵師」「穴蔵屋」などの表記があること、これらが「同一の業務内容を持つものかどうか検討の余地がある」と注意喚起する。その上で、職人としての「穴蔵大工」、工務店としての「穴蔵屋」という大まかなイメージを提示した。すなわち、「穴蔵屋」は必要な人員・部材を手配して工程全体を統括し、「穴蔵大工」はその下で穴蔵本体を製作する、というものである。

ただし乾宏巳（1996）は、享保期（1716～1736）頃には「建築関係の出職人においても、入札による請負制が普及しており、入札保証金を準備できる資金力のある親方が一括して仕事を請け負い、一般職人は下職として雇われるなど、親方と職人という階層分化が進む」と述べる。つまり職人の中でも親方層は、工務店的要素が強いということである。

その事例もある。正徳元（1711）年、小平市例でも登場した新河岸川の引又では、引又橋の敷板が破損したことに伴う普請がおこなわれた。この普請では、引又の船大工小左衛門が落札している（志木市編1990）。時期は下るが、文政7（1824）年に江戸の御入用橋の架け替え普請を落札した霊岸島川口町（東京都中央区）の佐野屋作兵衛は「穴蔵大工」であった（松村2007）。このように、前述の川嶋屋伝吉、引又の船大工小左衛門、霊岸島川口町の佐野屋作兵衛は、いずれも親方として工務店的な立場と見てよい。

坑樋屋の場合 同様に坑樋屋にも、職人的立場と工務店的立場があった。前述の境橋の架け替え普請では、坑樋屋は普請メンバーの一員として列挙されており、職人的立場と見る

ことができる。対して小平市例の「本所法恩寺橋際棟梁長右衛門」は、棟梁を素直に解すれば工務店的立場になろう。

史料にある「江戸切組」「江戸請負」「江戸廻」などの表記も、工務店としての杣樋屋を浮かび上がらせることがある。その中には、商人の事例が確認されることもある。例えば『太田市史 史料編 近世編 2』（太田市編 1979）の史料 120 には、享保 5（1720）年から弘化 4（1847）年に、上野国新田郡強戸村でおこなわれた用水普請が列挙されている。その中では、「江戸切組」「在切組」などと部材の製作地も記されていた。それだけでなく、享保 15（1730）年の普請では「江戸表鎌倉屋吉兵衛請負ニ而御伏替へ 仰付候」、明和 4（1767）年の普請では「江戸請負倉田屋清右衛門諸入用送り伏替ニ被成下置候」と請負人の名前が載せられていたのである。後述するように、この兩名は商人、それも材木問屋であった。

同じく『太田市史』に、「丸山村用水杣樋伏替用材切組方江戸回りを廃し地元へ仰付願」と題された明和 7（1770）年の史料 128 がある。丸山村は、①最近江戸から回送される木材（「江戸御材木相廻り」）の品質が揃っておらず、杣樋の耐用年数が短くなっていること、②地元の木材で杣樋を製作すれば普請の費用が削減されて村方の負担も軽減されること、を主張した。

村にとって、木材や切組の質は、「安定した農業生産を継続する」（川島 1973）ことにつながっていた。丸山村が江戸から回送された木材の質に注意を払い、強戸村が請負人の名前までも記録したのは、誰が普請を請け負い、どこで部材が製作されたのかという情報が、普請の品質を担保することにつながったためであろう。丸山村の普請も、江戸の商人が請け負ったと考えられる。

(3) 「江戸杣樋屋」と材木問屋

普請請負人としての活動 強戸村で確認された鎌倉屋吉兵衛と倉田屋清右衛門（倉田、蔵田屋、蔵田とも書かれる）の名前は、いくつかの普請史料で見ることができる。

鎌倉屋吉兵衛は、例えば、上野国利根郡下津村（群馬県みなかみ町）で元文 6（1741）年におこなわれた埋樋の伏せ替え普請で、「御入用之儀ハ江戸請合、鎌倉屋吉兵衛と申者へ御渡被遊」とある（月夜野町編 1961、294 ページ）。「十四ヶ用水の粕札・芳賀崎両村」（茨城県八千代町・結城市）では、寛保 2（1742）年の大水害で被害を受けた「掛渡井」の普請を、「井沢弥惣兵衛役所の定請負人」である鎌倉屋吉兵衛が請け負ったとある（八千代町史編さん委員会編 1987）。寛延 4（1751）年には、東海道を通る吉田橋（静岡県豊橋市）の架け替えを請け負っている（豊橋市史編集委員会編 1975）。

倉田屋清右衛門の名前は 19 世紀の史料を中心に多く、中でも横須賀製鉄所

の建設請負（幕末期～明治初頭）がよく知られている（横須賀市編 2011 ほか）。岡田治助と組んで普請を請け負うことも多かったようで、現在確認できた中では、寛政元（1789）年に江戸でおこなわれた「大川筋浚」（『東京市史稿 産業篇 第三十三』寛政元年 11 月 13 日条）が早い事例であった。

『校訂 江戸時代制度の研究』（松平著・進士校訂 1971）に「別に勘定所所属の輩に……（中略）……樋橋、切組方棟梁岡田、倉田屋……（後略）」とあるように、倉田屋清右衛門も切組方棟梁を名乗っていた。文化 6（1809）年に「（前略）……御林槻栗松椈御材木伐出之儀樋橋切組方棟梁岡田治助蔵田屋清右衛門江申付……（後略）」（東京都大田区史編さん委員会編 1975、605 ページ）とあるのが、現在確認できた中での早い事例である。一方で 18 世紀、とりわけ 1780 年代をさかのぼる史料に乏しく、18 世紀代の活動履歴ははっきりしなかった。

材木問屋としての活動 このように、史料から普請請負人としての活動を見ることができるが、彼らの本分は商人、それも材木問屋であった。その活動も、いくつかの史料から拾い出すことができる。

鎌倉屋吉兵衛は、例えば万治元（1658）年、大井川流域（静岡県）での「江戸城御本丸御用材一万二千本余」の伐採を「鎌倉屋吉兵衛外三人」で請け負っている（静岡県内務部編 1929）。『武蔵国村明細帳集成』（小野編 1977）に採録された武蔵国秩父郡中津川村（埼玉県秩父市）の宝暦 3（1753）年村方明細（史料 63）に、元禄 10（1697）年以降の時期に「御用木江戸表鎌倉屋吉兵衛倉田清右衛門伐出し」とある。『大滝村誌 資料編 11』（大滝村誌資料調査委員会編 1987、205 ページ）には、延享 5（1748）年の史料として「武州秩父郡中津川村百姓稼山之内よ利此度江戸本店貳ツ目⁽¹³⁾蔵田屋清右衛門深川三拾間堀四町目⁽¹⁴⁾鎌倉屋吉兵衛江拙者共相對を以材木売渡申所」とある。

倉田屋清右衛門についても、材木問屋を勤めていたとおぼしき史料が、中津川村例のほかにも確認された。時期は不明ながら、「送状之事（御用御荷銚山御伐出御船材股木貳拾七本・江戸迄運賃私方払深川木場廻し込）」（群馬県立文書館目録・文書番号 9382）の宛先の一人は、「江戸深川中木場蔵田屋清右衛門」であった。江戸での「材木の流通は、山方荷主→問屋→江戸向仲買→材木小買」（田原 2012）を原則とするが、例外として材木問屋が「船大工・屋根職・桶職などに対する直接販売」（島田 1976）することは認められていた。この送状にある「御船材股木」は、材木問屋としての倉田屋清右衛門と船大工のつながりを示唆する。

また、文政 11（1828）年に深川に出店した秩父西川林業の山方荷主兼材木問屋町田家の取引先に名を連ねており（丸山 1996）、切組方棟梁時代も材木問屋であり続けたことを

うかがわせる。『日本洋学編年史』(大槻原著・佐藤増訂1965)にある「改正増補英和対訳袖珍辞書」(慶應2(1866)年刊行)の解説に、「(前略)……江戸の蔵田屋清右衛門は其の第三版を刊行せり。○蔵田屋は開成所出入の材木商なり」とあるのも興味深い。

このように鎌倉屋吉兵衛は17世紀中葉頃には材木問屋を、倉田屋清右衛門は18世紀前半頃には材木問屋を勤めていたと見てよい家系であった。だが、彼らが普請に関わるようになった経緯は不明である。本稿では、杵樋・橋梁などの御用木を調達請負をきっかけとして、普請そのものにも積極的に関わるようになったのだらうと推測するにとどめておく。

5. 関東樋橋切組方棟梁の登場と「江戸杵樋屋」の終焉

(1) 勘定方請負人岡田治助による御用木の調達請負

では、杵樋屋というまとまりは、いつ頃に終焉を迎えたのだろうか。この問題は、倉田屋清右衛門と岡田治助がともに関東樋橋切組方棟梁を名乗って活動したことが糸口になる。倉田屋清右衛門については前述したから、ここでは岡田治助を取り上げる。

岡田治助の事跡として、「耳袋」巻二の「会下村^{えげ}(¹⁵)治助が事」が知られている。それによれば、岡田治助は土木人足の請負で頭角を現し、ついには関東樋橋切組方棟梁として御目見得を果たした立志伝中の人物であった。後述するように「武鑑」にも切組方棟梁として頻出しており、一般的には関東樋橋切組方棟梁すなわち岡田治助と言ってよい。

ただし、世間のうわさ話などを書きためたという「耳袋」の性格を考えると、その内容はあくまでもエピソードであって履歴ではない。そこで今回、いくつかの史料で「会下村治助」「岡田治助」の名前を確認したので、大まかではあるが活動履歴を捉えた。その結果、岡田治助も、鎌倉屋吉兵衛・倉田屋清右衛門と同じように御用木の調達請負と普請請負をおこなっていたことが判明した。

御用木の調達例から見てみよう。宝暦11(1761)年、信濃国二宮の矢彦神社(長野県辰野町)は、「武州埼玉郡上会下村治助倅祐助・同人下代新助・杵之介都合三人」に境内の木を御用木として売らないかと持ちかけられたという(赤羽1987)。また、武蔵国荏原郡上野毛村(東京都世田谷区)の「御用日記」宝暦11(1761)年に、「三洲矢作橋掛直シ御材木百姓山分伐出し請負岡田治助」とある(世田谷区立郷土資料館編1985、史料33)。同じ内容の記事が『忍藩秩父領割役松本家御用日記類抄(第2分冊)』(秩父市誌編纂委員会ほか編1960、史料228)にもある。宝暦13(1763)年には、相模国大住郡大嶋村(神奈川県平塚市)で「相州中原御林分関東樋橋御入用木、岡田治助根伐仕候」(平塚市編1984、史料192)とある。

東海道の脇往還にある気賀宿（静岡県浜松市）の本陣中村家に伝わった「本坂通御往来留書」にも、岡田治助の活動が記されていた（細江町編 1980）。明和2（1765）年11月、「三洲鳳来寺 御宮御修覆」（愛知県新城市）に使う「御用木御見分」のため、「人参座岡田次介」⁽¹⁶⁾が「江戸御普請御役」に同道した（431 ページ）。見分を済ませた岡田治助が翌年3月に再び気賀宿を通ったときの記事では「御用木見分請負人」とある（435 ページ）。岡田治助は、請負人として「江戸御普請御役」に同道するほどに、幕府と密接な関係を築いていたのである。

このように岡田治助は、1760年代には御用木の調達を請け負っていた。しかも史料からは、手代を多く抱えていた様子が垣間見え、さまざまな地域で御用木を調達していたらしいこともうかがえる。宝暦11（1761）年時点で活動の規模が大きいことから、遅くとも1750年代には調達を請け負っていたと考えられる。

（2）勘定方支配関東樋橋切組方棟梁岡田治助の躍進と「江戸杵樋屋」の終焉

請負活動と樋橋切組方の名乗り 延享4～5（1747～1748）年に酒匂川（静岡県・神奈川県）でおこなわれた川除普請は大名手伝い普請であり、幕府勘定方が取り仕切った。中根賢（1996）によれば、この普請では「杵樋・弁慶杵の切り組みと蛇籠の製作は武蔵国埼玉郡上会下村（現、埼玉県北埼玉郡川里村）の治助と上州屋源七が請け負った」。埼玉県立文書館が所蔵する「御普請定直段定法帳」という冊子に、「上会下村治助定請負直段、寛延元辰閏七月より用之」（引用者注：寛延元（1748）年）とある（長谷川 1992）。その中に「堤川除定法」とあり、酒匂川での事例も踏まえると、岡田治助と勘定方の関わりは川除普請から始まったのだろう。

安永7（1778）年の序を持つ「奇異珍事録」（三田村編 1978）という雑話集の「五の巻」に、「二ノ丸、今の御普請も近年の大御用也き」と始まる「隠徳」というエピソードがある。「一色安芸守御留守居」が勘定奉行を勤めていたさなかである宝暦9～10（1759～1760）年、徳川家重の將軍退任によって二ノ丸殿舎が新たに造営されたときの出来事だという。このとき、小普請方の定請負人が十分な数の木挽きを集めることができなかつたため、「御勘定方の杵樋掛け請負する会下村治助」が急遽参加したとある。岡田治助と勘定方の関係を物語るエピソードであり、「耳袋」と併せて前述の「人参座岡田次介」という肩書きの背景理解を助ける。

このように岡田治助は、1740年代後半には勘定方と関係を持って「杵樋掛け請負」などをしており、酒匂川での普請時期から見て杵樋屋の範疇に含めてよいだろう。ところが、宝暦13（1763）年の町触に「定式樋橋切組方并御賄方人足請負人 神田佐久間町壹丁目

岡田治助」(商事法務研究会編1987、史料三三ノ一)とある。この頃から岡田治助は、「樋橋切組方」として大工職を名乗るようになったのである。明和元(1764)年の「本所法恩寺橋際棟梁長右衛門」を踏まえると、圀樋屋というまともりは、1760年代前半にはまだ存在していたと考えられる。それにもかかわらず、岡田治助は樋橋切組方を名乗ったのである。

切組方棟梁の名乗りと活動 安永2(1773)年には、「武鑑」に「樋橋切組方棟梁 御勘定支配」として岡田治助と岡田祐助の名前が載る(橋本編1965)。以降、岡田治助と樋橋切組方棟梁という肩書きは「武鑑」に頻繁に登場しており、世間に広く知られるようになったと考えられる。さらに「江戸実情誠斎雑記」(江戸叢書刊行会編1964)には、安永4(1775)年に「樋橋切組方棟梁 岡田次助」「数年 精相務候に付、御扶持方三人扶持下被候間」とある。岡田治助の関東樋橋切組方棟梁としての立場は、ここに確固たるものになったと言ってよい。

ところが、岡田治助が切組方棟梁を名乗るようになった時期を特定することは難しく、現時点では宝暦13(1763)年～安永2(1773)年の間に収まると言うにとどまる。棟梁を素直に解すれば、おそらくこの間に樋橋切組方を名乗る者が増え、岡田治助はその代表として切組方棟梁を名乗るようになったのだろう。天明6(1786)年に下総国相馬郡沖田新田(千葉県我孫子市)でおこなわれた普請の史料に「圀樋、橋之方者、江戸表二おゐて樋橋切組之者江被 仰付」(我孫子市史編さん委員会編1994、農業・新田開発史料6)とあることも、樋橋切組方というまともりが形成されていたことをうかがわせる。

沖田新田例と同時期の地方文書に、「天明八年(引用者注:1788)戊申 三田用水願御吟味中日記」(渋谷区編1952)がある。その中の寛政元(1789)年9月12日付の記事(1349ページ)に、「右御懸り夏目善太夫殿へ上ル宿二控へ候様被仰、其後刻伺候得は、圀樋方へ御談之所、切組ニ廿日相懸り可申由」とある。翌日には「伊奈様御勘定場出候所、圀橋方へ参候様被仰渡、右御役所へ出候は、深川木場へ参り、御材木請取候様」(1350ページ)ともある(読点はどちらも引用者による)。

ここにある「圀樋方」「圀橋方」は伊奈氏家臣団の役職名であり、夏目善太夫は伊奈氏の家臣である(本間1983)。「深川木場」には岡田治助の作業場所があり、岡田治助が切組をおこなっていた(1350～1351ページ)。したがって「圀樋方へ御談之所」とは、実質的には岡田治助への「御談」であろう。伊奈氏家臣から勘定方配下への「御談」であり、沖田新田例と併せると、岡田治助の勢力・存在感の大きさが垣間見える。それに比して、かつてあった圀樋屋というまともりは衰退していたと考えられ、終焉を迎えていた可能性すらある。

おわりに

今回焦点を当てた杵屋は、大まかではあるが、① 17 世紀後葉頃?～1720 年代前半頃：杵屋前史、② 1720 年代後半頃～1760 年代頃：杵屋の成立・全盛期、③ 1760 年代頃～1780 年代頃：杵屋の衰退・終焉?期、という変遷をたどっていた。その構成者は材木問屋・船大工・穴蔵大工・橋大工であり、彼らは江戸市中だけでなく（小沢 1998、古泉 1990、鳥越 2012 ほか）、市外でもインフラを支えていたことが明らかとなった。

杵屋成立の契機となった「正徳三年の定法」は、地方での競争入札を禁止して都市の商人を村落の普請から原則排除したことで知られている。だが、杵製作のような専門性の高い普請は、たとえ田中休愚がどれほど問題提起しようとも、都市の住人である材木問屋の高い資力と船大工・穴蔵大工・橋大工の高い技術的専門性なくして施行することはできなかったのである。例えば坂上洋之（1984）は、玉川上水羽村堰（東京都羽村市）の普請請負が、寛政 3（1791）年に江戸商人から「地元有力農民」に切り替わったことを高く評価する。それは、「地元有力農民」が、江戸に匹敵する「一式請負も行いうる資力や企業力」を持つまでに成長したことを意味するためであった。羽村堰例は、18 世紀の普請における都市の存在感の大きさを示した事例でもある。

このように普請における都市の役割が明らかになりつつある中、船大工・穴蔵大工・橋大工という普請を技術面から支えた存在が明らかになったことの意義は大きい。それにより、考古資料から穴蔵大工を論じた拙稿（鳥越 2012）は、用水普請史として「それぞれの地域での技術史的なエポック」（大塚 2008）の一端を論じたものとして位置付けることができる。本稿はその続編として、関東地域における「地域的特質論も含みこんだトータルな像」（大塚 2008）に向けた試みとなった。

杵屋は江戸市外に顔を向けて仕事をおこなっており、その動向は江戸と村の間でおこなわれた「記録されぬ無名人の技術交流のあと」（塚本 1984）を垣間見せた。大塚（2008）は、「技術交流のあと」の解明に関わる課題として、「地域における旧来の技術が、地域の利害関係のもとでどのような技術にかえられ、また、他から移入された技術がどのように改良し用いられたのかを検討する」ことを挙げる。村の問題として挙げられたこの課題を都市に置き換えると、村がおこなってきた技術的な取捨選択に、都市がどのように関わって対応してきたのかを検討する、ということになろう。杵屋から関東橋組切組方棟梁へという 18 世紀江戸の展開も、その枠組みの中で捉えることができるのではないかと考えている。このような都市と村の間にある相互的な影響関係を明らかにすることで、関東地域史という「地域的特質論も含みこんだトータルな像」を描き出すことができるのではないかと考えている。

注

- (1) 大谷貞夫(1996)は、普請の種類を、①公儀普請、②大名手伝普請、③国役普請、④定式普請、⑤自普請、に分類し、前者三つを「大きな災害を受けたのちの復旧のための普請であり、臨時的な対応」、後者二つを「毎年恒例として行われていたもの」とする。御普請と言った場合、①から④までを指すことが多い。
- (2) 本論で述べたように、「1743(寛保3)年の申渡」は14の条文で構成される。本稿では、「只今少し破損にも江戸江樋屋より木取下拵いたし、相廻候所も之有、不益の御入用相掛不埒に候」に焦点を当てていることから、本稿では、この一文が含まれる条文の名称として「1743(寛保3)年の申渡」を用いる。
- (3) 「西方村勧書」では、「江戸江樋屋」ではなく「江戸江樋小屋」とあったことを付け加えておく。また、この申渡は、①『新編埼玉県史 資料編17(近世8領主)』(埼玉県編1985)の史料159、②『長野県史 近世史料編 第5巻1(中信地方1)』(長野県史刊行会編1973)の史料327、③『日本財政経済史料 巻9土木之部 第3交通之部 第3』(大蔵省編1923)の72ページにも採録されている。①・②には「江戸江樋屋」、③には「江戸江樋掛」とあった。
- (4) 元文5(1740)年以前に武蔵国幡羅郡四方寺村(埼玉県熊谷市)でおこなわれた樋の伏せ替えでは、「御材木」が江戸小船町一丁目金屋作右衛門によって運ばれた(立正大学古文書研究会編2019)。金屋作右衛門は、奥川船積問屋上州組に属した回漕業者である。川越方面への舟運は、同じく奥川船積問屋の江戸箱崎二丁目近江屋久右衛門が、遅くとも享保期(1716～1736)には掌握していた(川越市庶務課市史編纂室編1983ほか)。小平市例でも、久右衛門が船を手配したと考えられる。
- (5) 橋本直子(2010)は、17世紀に整備されて瓦曾根溜井を取水源としたものを「前期葛西用水」、享保4(1719)年から整備が始まって利根川中流域の川俣村(埼玉県羽生市)から取水されるようになったものを「後期葛西用水」として区別する。
- (6) 同時期の江戸側の史料として、『東京市史稿 上水篇 第一』元禄12(1699)年4月11日条に、「本所上水堀通り小梅村分八條領溜井迄、所々土手通り樋橋御普請一式」という入札町触がある。八潮市例との関連をうかがわせる。
- (7) 東京都港区汐留遺跡伊達家屋敷で上水施設として使われた桶に、「万治元年九月廿四日加賀町樋屋長兵衛(万治元年:1658)の墨書がある(斉藤2011)。玉川上水の敷設(1650年代前半)間もない時期に上水施設に関わる町人がいたことを示している。このような町人の中に、樋部材の製作に関わる者がいた可能性がある。
- (8) 本稿では、『新訂 民間省要』(有隣堂、1996、538pp.)を使用した。
- (9) 田中休よしひさ喜古きこといひ、武蔵国多摩郡平沢村(東京都あきる野市)に生まれる。22才のころに東海道川崎宿(神奈川県川崎市)で本陣・問屋役を務める田中家に養子に入り、宝永元(1704)年に跡を

継いだ。村上直（2004）は、跡を継ぐまでの約20年を「知識人・文化人として教養を高める一方、宿駅経営、農業経営について体験を積んだ時期」と見ている。跡を継いだあとは「川崎宿内の町政・貢納・伝馬の任務を一手に引き受ける」ことになり、「川崎宿の復興に大きな役割を担うことになった」のである。

- (10) 井沢弥惣兵衛とは、享保期（1716～1736）にいわれる紀州流治水を関東地域に持ち込んだ井沢為永とその息子正房のことである。為永は享保8（1723）年に勘定、同10年に勘定吟味役格、同16年に勘定吟味役になった。正房は延享4（1747）年から宝暦3（1753）年まで勘定吟味役を勤めた（大谷1986）。
- (11) 『日本経済叢書（31巻）』版（瀧本誠一編1916）では「樋屋」とある。川島孝（1973）の論考を踏まえれば、「桶屋」ではなく「樋屋」と解すべきであろう。
- (12) ここで言う穴蔵・地下室とは、縦横の広さが畳2～3枚程度、高さ1間弱の木製桁形構造物を地中に埋設して使う耐火式の取蔵施設である。江戸の低地部でもほぼ千代田区・中央区・港区・新宿区からの検出に限られる（鳥越2009 a・b・2010）。それを作ったのが穴蔵大工であった。小沢（1998）は、穴蔵大工を江戸独自の職種であって17世紀後半に成立したとする。古泉弘（1990）は、穴蔵には和船建造技術の一部が使われていることを指摘し、「元来舟大工が、需要に応じて穴蔵の製作に携わったのではないか」と述べる。
- (13) 寛政元（1789）年11月の町触（『江戸町触集成』史料9501）に、「佐久間町三丁目岡田治助、本所相生町四丁目蔵田屋清右衛門」とある。『東京都の地名』（平凡社地名資料センター編2002、平凡社）の本所相生町四丁目の解説に、「本所相生町四丁目地先に二之橋（二ツ目橋）があったことから俗に二ツ目と称された」とある。本店は本所の誤記であろう。
- (14) 深川は江東区にある地名である。だが、『東京都の地名』によれば、「三拾間堀四丁目」は東京都中央区銀座四丁目に該当する。「江戸惣鹿子名所大全」（元禄3（1690）年）によれば、三十間堀通は材木問屋が集まる地域の一つであった。
- (15) 会下村とは武蔵国埼玉郡上会下村のことであり、現在の埼玉県鴻巣市にあった。
- (16) 朝鮮人参の国産化事業は、幕府の直営として勘定奉行が管轄していた。その一環として、宝暦13（1763）年、岡田治助に国産の朝鮮人参を扱う人参座を開設することを許可し、翌年から5年間独占販売することを認めた（浦部2019）。なお、座の開設時には一色安芸守が勘定奉行を勤めていた。

参考文献

- 赤羽 篤 1987「幕末期における幕府御用材の調達について（承前）—信州伊奈郡千村氏預り地における事例から—」『信濃（第3次）』第39巻第7号 信濃史学会 pp.542-557
- 朝倉治彦監修 1998『訓蒙図彙集成 一・四・六』大空社（一：396pp. 四：216pp. 六：296pp.）

- 我孫子市史編さん委員会編 1994『我孫子市史資料 近世篇3』我孫子市・我孫子市教育委員会 698pp.
- 石井日出男 1982「幕末・維新期における灌漑水利機構の存在形態 ―館林領定式御普請所体制について―」
『研究論集』第6号 神奈川大学大学院経済学研究科 pp.1-41
- 市川秀之 2009『歴史のなかの狭山池 ―最古の溜池と地域社会―』清文堂出版 262pp.
- 乾 宏巳 1996『江戸の職人 都市民衆史への志向』吉川弘文館 206pp.
- 浦部哲郎 2019「田村元雄の公務・人參御用」『法政大学大学院紀要』82巻 法政大学大学院 pp.29-49
- 江戸叢書刊行会編 1964『江戸叢書 巻の9』名著出版(「江戸実情誠斎雜記」は pp.1-257)
- 大石慎三郎校訂 1995『地方凡例録 上下巻』東京堂出版(上巻 345pp. 下巻 334pp.)
- 大石 学 2003『江戸幕府の公文書管理に関する基礎的研究』(平成11年度～平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書) 96pp.
- 大蔵省編 1923『日本財政経済史料 巻9 土木之部 第3 交通之部 第3』財政経済学会 1346pp.
- 大滝村誌資料調査委員会編 1987『大滝村誌 資料編11』大滝村 560pp.
- 太田市編 1979『太田市史 史料編 近世編2』太田市 1064pp.
- 大谷貞夫 1986『近世日本治水史の研究』雄山閣 405pp.
- 大谷貞夫 1996『江戸幕府治水政策史の研究』雄山閣 380pp.
- 大塚英二 2008『日本近世地域研究序説』清文堂 312pp.
- 大槻如電原著・佐藤英七増訂 1965『日本洋学編年史』錦正社 1046pp.
- 大脇直泰 1975「小平市の歴史」『多摩の歴史3 国分寺市／国立市／小平市／武蔵村山市』関口雄基臣・原田重久・大脇直泰・成追政則 武蔵野郷土史刊行会・有峰書店 pp.151-240
- 小沢詠美子 1998『災害都市江戸と地下室』吉川弘文館 202pp.
- 小野文雄 1977『武蔵国村明細帳集成』武蔵国村明細帳集成刊行会 499pp.
- 川越市庶務課市史編纂室編 1983『川越市史 第3巻(近世編)』川越市 587pp.
- 川島 孝 1973「近世における用水樋普請について ―河内国新大和川筋太田組用水樋の場合―」『大阪府立大学経済研究』18巻4号 大阪府立大学経済学部 pp.26-61
- 喜多村俊夫 1950『日本灌漑水利刊行の史的研究 総論編』岩波書店 503pp.
- 木龍克己 1986「近世の水利普請と「証拠書物」について」『幕藩制社会の展開と関東』村上直編 吉川弘文館 pp.427-455
- 古泉 弘 1990『江戸の穴』柏書房 237pp.
- 越谷市教育委員会社会教育課編 1982『越谷市史 続史料編(三)』越谷市教育委員会 548pp.
- 小平市史編さん委員会編 2012『小平市史 近世編』小平市 566pp.
- 小平市中央図書館編 2000『小平市史料集 第二十四集 玉川上水と分水2 分水普請・修復』小平市教育委員会 348pp.

- 埼玉県編 1985『新編埼玉県史 資料編 17 (近世 8 領主)』 埼玉県 1066pp.
- 斉藤 進 2011「江戸遺跡における上水道の構造と目的について」『江戸の上水道と下水道』江戸遺跡研究会編 吉川弘文館 pp.62-94
- 斉藤 司 2015『田中休愚「民間省要」の基礎的研究 ―將軍吉宗への政策提言書の構成と内容―』 岩田書店 449pp.
- 坂上洋之 1984「上水の普請修復と村方」『歴史手帖』12 卷 8 号 名著出版 pp.40-47
- 佐藤章夫 2010『農業水利と国家・ムラ』 農林統計出版 192pp.
- 静岡県内務部編 1929『大井川安倍川流域の林業』 静岡県内務部 368pp.
- 志木市編 1989『志木市史 通史編下 (近代・現代)』 志木市 568pp.
- 志木市編 1990『志木市史 通史編上 (原始・古代・中世・近世)』 志木市 809pp.
- 篠田哲昭・中尾 務 1998「江戸樋橋切組定請負制度に関する一考察」『土木史研究』第 18 号 土木学会 pp.317-322
- 篠田哲昭・中尾 務 2001「定川掛制度に関する一考察 東京市史稿を読む」『土木史研究』第 21 号 土木学会 pp.333-338
- 篠田哲昭・中尾 務 2002「定法形成過程に関する一考察 ―刑牋須知と御普請一件被仰渡書にみる―」『土木史研究』第 22 号 土木学会 pp.291-296
- 渋谷区編 1952『渋谷区史』 渋谷区 1647pp.
- 島田錦蔵 1976『江戸東京材木問屋組合正史』 大日本山林会 596pp.
- 商事法務研究会編 1987『日本近代立法資料叢書 30 撰要永久録御触留 3』 商事法務研究会 831pp.
- 裾野市史編さん委員会編 1991『裾野市史 第六卷 資料編 深良用水』 裾野市 1109pp.
- 世田谷区立郷土博物館編 1985『世田谷区史料叢書第 1 卷 旧上野毛村田中家文書・御用留編 1』 東京都世田谷区教育委員会 492pp.
- 高柳眞三・石井良助編 1976『御触書寛保集成』 岩波書店 1356pp.
- 田原 昇 2012「24 江戸庶民の家作と材木仲買」『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』徳川林政史研究所編 東京堂出版 pp.187-191
- 丹治健蔵 2013『近世関東の水運と商品取引 ―渡良瀬川・荒川・多摩川流域を中心に―』 岩田書院 488pp.
- 秩父市誌編纂委員会ほか編 1960『忍藩秩父領割役松木家御用日記類抄 (第 2 分冊)』 秩父市誌編纂委員会 142pp.
- 塚本 学 1984「用水普請」『講座・日本技術の社会史 第六卷 土木』永原慶二・山口啓二他編 日本評論社 pp.193-226
- 塚本 学 1992「都市文化との交流」『日本の近世 第 8 卷 村の生活文化』塚本学編 中央公論社

pp.333-382

月夜野町編 1961『月夜野町誌 第1集』月夜野町史編纂委員会 778pp.

東京都大田区教育委員会編 1982『大田区の文化財第十八集 伝統技術』東京都大田区教育委員会
268pp.

東京都大田区史編さん委員会編 1975『大田区史 資料編 平川家文書1』東京都大田区 934pp.

東京都大田区史編さん委員会編 1979『大田区史 資料編 平川家文書5』東京都大田区 1603pp.

東京府荏原郡品川町編 1932『品川町史 上巻』品川町 911pp.

豊橋市史編集委員会編 1975『豊橋市史 第2巻(近世編)』豊橋市 1124pp.

鳥越多工摩 2009a「東京都江戸遺跡の「地下室」—「底板+側板」型の大きさとモデル図—」『多摩考古』
39 多摩考古学研究会 pp.23-32

鳥越多工摩 2009b「東京都江戸遺跡の穴蔵遺構—低地における木製桁形穴蔵と災害—」『史潮』新66
号 歴史学会 pp.2-23

鳥越多工摩 2010「木製桁形穴蔵の分布と江戸の水害対策」『考古学雑誌』第94巻第3号 日本考古学会
pp.214-238

鳥越多工摩 2012「構築技術から見た穴蔵の造り手について」『史潮』新71号 歴史学会 pp.58-89

鳥越多工摩 2015「玉川上水と上水・用水普請技術—東京都新宿区四谷外堀地域で検出された玉川上水関
連遺構の検討から—」『多摩考古』45 多摩考古学研究会 pp.60-75

鳥越多工摩 2016「用水の維持管理と「冢樋方」—東京都多摩地域の用水普請を中心として—」『國學院
大學博物館研究報告』第32輯 pp.55-68

取手市史編さん委員会編 1989『取手市史 近世史料編3』取手市教育委員会社会教育課市史編さん室
910pp.

中根 賢 1996「町奉行大岡忠相の地方御用とその特質—享保十七年～延享五年の酒匂川治水を中心
に—」『幕藩制社会の地域的展開』村上直編 雄山閣出版 pp.77-122

長野県史刊行会編 1973『長野県史 近世史料編 第5巻1(中信地方1)』長野県 1018pp.

橋本直子 2010『耕地開発と景観の自然環境学—利根川流域の近世河川環境を中心に—』古今書院
229pp.

橋本 博編 1965『大武鑑 中巻 改訂増補』名著刊行会 1122pp.

長谷川宏 1992「当館収蔵文書に含まれる書籍の目録作業進行状況と課題」『文書館紀要』第6号 埼玉
県立文書館 pp.63-89

畑 大介 2018『治水技術の歴史 中世と近世の遺跡と文書』高志書院 280pp.

早田旅人 2009「近世中規模河川における治水秩序とその変容—相模国金目川を事例に—」『平塚市博
物館報告「自然と文化」』No.32 平塚市博物館 pp.1-24

- 原 祐一 2010「水戸藩駒込邸の研究 藩邸内外の景観と造園の検討」『東京大学史紀要』28号 東京大学史史料室 pp.41-63
- 平塚市編 1984『平塚市史4 資料編近世3 本編』平塚市 901pp.
- 福山 昭 2003『近世日本の水利と地域 一淀川地域を中心に一』雄山閣 234pp.
- 藤尾直史 1998「江戸時代の元請 一下請業者に関する一考察 隅田川の橋の工事を事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)1998年9月』日本建築学会 pp.99-100
- 藤田 覚 2012『泰平のしくみ 江戸の行政と社会』岩波書店 218pp.
- 細江町編 1980『細江町史 資料編1』細江町 527pp.
- 本間清利 1983『関東郡代一伊奈氏の系譜 増補新版』埼玉新聞社 351pp.
- 松平太郎著・進士慶幹校訂 1971『校訂 江戸時代制度の研究』柏書房 757pp.
- 松村 博 2007『【論考】江戸の橋 制度と技術の歴史変遷』鹿島出版会 218pp.
- 丸山美季 1996「近世西川地方における山方荷主町田家の江戸材木問屋経営 一文政期の深川への出店を中心に」『学習院大学人文科学論集』5号 学習院大学大学院人文科学研究科 pp.1-31
- 三田村鳶魚編 1978『鼠璞十種 上巻』中央公論社 387pp.
- 村上 直 2004『江戸近郷農村と地方巧者』大河書房 235pp.
- 八潮市編 1987『八潮市史 史料編 近世2』八潮市 905pp.
- 八千代町史編さん委員会編 1987『八千代町史 通史編 本編』八千代町 1301pp.
- 山梨県立博物館編 2014『山梨県立博物館 調査・研究報告10 甲斐の治水・利水技術と環境の変化』山梨県立博物館 93pp.
- 横須賀市編 2011『新横須賀市史 通史編 近世』横須賀市 794pp.
- 立正大学古文書研究会編 2019『平成三〇年度調査報告書 近世中後期における塚樋管理 一武蔵国旗羅郡四方寺村「四方寺堤」を事例に一』立正大学古文書研究会 97pp.

